

帯広市都市公園条例の一部改正について  
帯広市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 10 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市都市公園条例の一部を改正する条例  
帯広市都市公園条例（昭和 32 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

帯広市公園条例

第 1 条中「帯広市都市公園（以下「公園」という。）」を「市が設置する公園」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 市が設置する法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。
- (3) 都市公園以外の公園 市がこの条例により設置する公園であって、都市公園以外のものをいう。
- (4) 公園施設に準ずる施設 都市公園以外の公園に設ける施設であって、公園施設に準ずるものをいう。

第 2 条中「公園」を「都市公園」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 都市公園以外の公園の名称及び位置は、別表 1 の 2 に掲げるとおりとする。

第 2 条の 2 中「別表 1 に規定する帯広の森・はぐくむ」を「公園施設」に、「別表 1 の 2」を「別表 1 の 3」に改める。

第 1 章の 2 の章名、第 2 条の 3 の見出し、第 2 条の 4（見出しを含む。）、第 2 条の 5（見出しを含む。）及び第 2 条の 6 第 2 項から第 5 項までの規定中「公園」を「都市公園」に改める。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 都市公園の管理

第 3 条第 1 項及び第 4 項、第 6 条本文及び第 8 号、第 7 条並びに第 8 条第 1 号ク中「公園」を「都市公園」に改める。

第 4 章の章名及び第 12 条中「公園」を「都市公園」に改める。

第 17 条中「公園の」を「都市公園の」に改める。

第 18 条第 1 項及び第 2 項中「公園」を「都市公園」に改める。

第 18 条の 2 第 1 号中「工作物等（公園に存する工作物その他の物件又は施設をいう。以下同じ。）」を「工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）」に改める。

第 19 条第 1 号中「公園の」を「都市公園の」に改め、同条第 2 号及び第 4 号中「公園」を「都市公園」に改める。

第 20 条中「公園の」を「都市公園の」に改める。

第 27 条中「公園」を「都市公園（公園施設を含む。次条において同じ。）」に改める。

第 28 条中「公園」を「都市公園」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（都市公園以外の公園についての準用）

第 28 条の 2 第 3 条から前条まで並びに法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 10 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 33 条第 4 項の規定は、都市公園以外の公園に準用する。この場合において、これらの規定中「都市公園」とあるのは「都市公園以外の公園」と、「公園施設」とあるのは「公園施設に準ずる施設」と読み替えるものとする。

別表 1 の 2 を次のように改める。

別表 1 の 2（第 2 条関係）

農村公園

名称	位置	備考
大正公園	大正町基線	
大正青空公園	昭和町基線	
広野農村公園	広野町西 2 線	
上帯広農村公園	上帯広町西 2 線	
大正農村公園	大正本町西 1 条 1 丁目	
戸蔦農村公園	上清川町西 1 線	
泉農村公園	泉町西 10 線	
清川農村公園	清川町西 1 線	
以平農村公園	以平町西 8 線	
広野百年の森	広野町西 3 線	

ポケットパークその他の緑地

名称	位置	備考
帯里ふれあい広場	東 10 条南 2 丁目	
西交友ポケット広場	西 22 条南 1 丁目	
工場前公園	西 8 条南 32 丁目	
けいほく広場	西 13 条北 2 丁目	
あすみ広場	東 10 条南 19 丁目	
みあさ広場	西 19 条南 42 丁目	
せいりゅう広場	西 2 条南 38 丁目	
やまびこ広場	西 3 条南 31 丁目	
トンネル公園	西 14 条南 29 丁目	

別表1の2の次に次の1表を加える。

別表1の3（第2条の2関係）

公園施設の名称	公園施設の所在	開館時間	休館日
みどりと花のセンター	字緑ヶ丘2番地 1	午前9時から午後 5時まで	(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）の場合はその翌日） (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
帯広の森・はぐく一む	南町南9線49番地1	(1) 4月29日から 10月31日まで 午前9時から午後 7時まで (2) 11月1日から 翌年の4月28日 まで 午前9時 から午後5時 まで	(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の休日の場合はその翌日） (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

指定管理者が管理する施設の範囲を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものである。